定　款

特定非営利活動法人銀座ミツバチプロジェクト

平成２８年５月１日

特定非営利活動法人銀座ミツバチプロジェクト定款

第１章　総則

（名称）

第１条　この法人は、特定非営利活動法人銀座ミツバチプロジェクトという。

（事務所）

第２条　この法人は、事務所を東京都中央区銀座３丁目９番11号に置く。

第２章　目的及び事業

（目的）

第３条　この法人は、環境問題に関心のある市民に対して、ミツバチの飼育並びにハチミツの生産及び活用を通して地域の生態系を中心とする環境の保全を図るとともに、養蜂の普及啓発に関する事業を行い、環境保全に対する意識の向上と環境に配慮した街づくりに寄与することを目的とする。

（特定非営利活動の種類）

第４条　この法人は、前条の目的を達成するため、次に掲げる種類の特定非営利活動を行う。

（１）環境の保全を図る活動

（２）学術、文化、芸術又はスポーツの振興を図る活動

（３）社会教育の推進を図る活動

（４）子どもの健全育成を図る活動

（５）上記の活動を行う団体の運営または活動に関する連絡、助言または援助の活動

（事業の種類）

第５条　この法人は、第３条の目的を達成するため、次の特定非営利活動に係る事業を行う。

（１）ミツバチの飼育及びハチミツの活用研究事業

（２）養蜂による環境に配慮した街づくり推進事業

（３）都市養蜂の普及啓発事業

（４）自然エネルギーを利用した発電及びコンサルティング業務

第３章　会員

（種別）

第６条　この法人の会員は、次の２種とし、正会員をもって特定非営利活動促進法（以下「法」という。）上の社員とする。

（１）正会員　この法人の目的に賛同して入会した個人及び団体

（２）賛助会員　この法人の目的に賛同し賛助するために入会した個人及び団体

（入会）

第７条　会員の入会については、特に条件を定めない。

２　会員として入会しようとするものは、理事長が別に定める入会申込書により、理事長に申し込むものとし、理事長は、正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。

３　理事長は、前項のものの入会を認めないときは、速やかに、理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

（入会金及び会費）

第８条　会員は、理事会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

（会員の資格の喪失）

第９条　会員が次の各号の一に該当する場合には、その資格を喪失する。

（１）退会届の提出をしたとき。

（２）本人が死亡し、又は会員である団体が消滅したとき。

（３）継続して１年以上会費を滞納したとき。

（４）除名されたとき。

（退会）

第 10 条　会員は、理事長が別に定める退会届を理事長に提出して、任意に退会することができる。

（除名）

第 11 条　会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会の議決により、これを除名することができる。この場合、その会員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

（１）この定款に違反したとき。

（２）この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。

（拠出金品の不返還）

第 12 条　既に納入した入会金、会費及びその他の拠出金品は、返還しない。

第４章　役員及び職員

（種別及び定数）

第 13 条　この法人に、次の役員を置く。

（１）理事３人以上 10 人以内

（２）監事１人以上３人以内

２　理事のうち１人を理事長、１人以上２人以内を副理事長とする。

（選任等）

第 14 条　理事は、理事会において正会員の中から選任し、総会に報告する。監事は、総会において正会員の中から選任する。

2　理事長及び副理事長は、理事の互選とする。

3　役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは三親等以内の親族が１人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び三親等以内の親族が役員の総数の３分の１を超えて含まれることになってはならない。

4　法第 20 条各号のいずれかに該当する者は、この法人の役員になることができない。

5　監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねることができない。

（職務）

第 15 条　理事長は、この法人を代表し、その業務を総理する。

2　副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故があるとき又は理事長が欠けたときは、理事長があらかじめ指名した順序によって、その職務を代行する。

3　理事は、理事会の構成員として、法令、この定款の定め及び総会又は理事会の議決に基づき、この法人の業務を執行する。

4　監事は、次に掲げる職務を行う。

（１）理事の業務執行の状況を監査すること。

（２）この法人の財産の状況を監査すること。

（３）前２号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること。

（４）前号の報告をするために必要がある場合には、総会を招集すること。

（５）理事の業務執行の状況又はこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べ、若しくは理事会の招集を請求すること。

（任期等）

第 16 条　役員の任期は、２年とする。ただし、再任を妨げない。

2　補欠のため、又は増員により就任した役員の任期は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残存期間とする。

3　役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

（欠員補充）

第 17 条　理事又は監事のうち、その定数の３分の１を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

（解任）

第 18 条　役員が次の各号の一に該当するに至ったときは、理事については理事会において理事の現在数の 3 分の 2 以上の議決を得て、監事については総会の決議により、これを解任することができる。この場合、その役員に対し、議決する前に弁明の機会を与えなければならない。

（１）心身の故障のため、職務の遂行に堪えないと認められるとき。
（２）職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき。

（報酬等）

第 19 条　役員は、その総数の３分の１以下の範囲内で報酬を受けることができる。

２　役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。

３　前２項に関し必要な事項は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

（顧問）

第20条　この法人に、顧問５人以内を置くことができる。

２　顧問は、この法人の活動に関して高い識見を持つ者又はこの法人に功労のあった者のうちから、理事会の推薦により、理事長が委嘱する。

３　顧問は、この法人の運営に関して理事長の諮問に答え、又は理事長に対して意見を述べることができる。

４　第 16 条第１項の規定は、顧問について準用する。

（職員）

第 21 条　この法人に、事務局長その他の職員を置くことができる。

２　職員は、理事長が任命する。

３　事務局長は、理事長の命により、この法人の日常業務を行う。

第５章　総会

（種別）

第 22 条　この法人の総会は、通常総会及び臨時総会の２種とする。

（構成）

第 23 条　総会は、正会員をもって構成する。

（権能）

第 24 条　総会は、以下の事項について議決する。

（１）定款の変更
（２）解散及び合併
（３）事業報告及び収支決算
（４）監事の選任又は解任、役員の職務及び報酬
（５）借入金（その事業年度内の収入をもって償還する短期借入金を除く。第 52 条において同じ。）
（６）解散における残余財産の帰属
（７）会員の除名
（８）その他運営に関する重要事項

（開催）

第 25 条　通常総会は、毎年１回開催する。

2　臨時総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

（1）理事会が必要と認め、招集の請求をしたとき。

（2）正会員総数の５分の１以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。

（3）監事が第 15 条第４項第４号の規定に基づいて招集するとき。

（招集）

第 26 条　総会は、前条第２項第３号の場合を除き、理事長が招集する。

2　理事長は、前条第２項第１号及び第２号の規定による請求があったときは、その日から６０日以内に臨時総会を招集しなければならない。

3　総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面、又は電子メールをもって、少なくとも５日前までに通知しなければならない。

（議長）

第 27 条　総会の議長は、その総会において、出席した正会員の中から選出する。

（定足数）

第 28 条　総会は、正会員総数の２分の１以上の出席がなければ開会することができない。

（議決）

第 29 条　総会における議決事項は、第 26 条第３項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。ただし、議事が緊急を要するもので、出席した正会員の２分の１以上の同意があった場合は、この限りではない。

2　総会の議事は、この定款に規定するもののほか、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

（表決権等）

第 30 条　各正会員の表決権は、平等なるものとする。

2　やむを得ない理由のため総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。

3　前項の規定により表決した正会員は、前２条の規定の適用については出席したものとみなす。

4　総会の議決について、特別の利害関係を有する正会員は、その議事の議決に加わることができない。

（議事録）

第 31 条　総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

（1）日時及び場所

（2）正会員総数及び出席者数（書面表決者又は表決委任者がある場合にあっては、その数を付記すること。）

（3）審議事項

（4）議事の経過の概要及び議決の結果

（５）議事録署名人の選任に関する事項

２　議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人２人以上が署名、押印しなければならない。

第６章　理事会

（理事会の構成）

第 32 条　理事会は、理事をもって構成する。

（理事会の権能）

第 33 条　理事会は、この定款で定めるもののほか、次の事項を議決する。

（１）総会に付議すべき事項

（２）総会の議決した事項の執行に関する事項

（３）その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

（理事会の開催）

第 34 条　理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

（１）理事長が必要と認めたとき。

（２）理事総数の２分の１以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。

（３）監事から第 15 条第４項第５号の規定に基づいて招集の請求があったとき。

（理事会の招集）

第 35 条　理事会は、理事長が招集する。

２　理事長は、前条第２号及び第３号の規定による請求があったときは、その日から３０日以内に理事会を招集しなければならない。

３　理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面、又は電子メールにより、少なくとも５日前までに通知しなければならない。

（理事会の議長）

第 36 条　理事会の議長は、理事長がこれに当たる。ただし、理事長の委任を受けた場合は副理事長がこれにあたる。

（理事会の議決）

第 37 条　理事会における議決事項は、第 35 条第３項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

２　理事会の議事は、理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

（理事会の表決権等）

第 38 条　各理事の表決権は、平等なるものとする。

２　やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決することができる。

３　前項の規定により表決した理事は、次条の適用については、理事会に出席したものと

みなす。

4　理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることができない。

（理事会の定足数）

第39条　理事会は、理事総数の過半数の出席が無ければ開会することができない。

（議事録）

第40条　理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

（1）日時及び場所

（2）理事総数、出席者数及び出席者氏名（書面表決者にあっては、その旨を付記すること。）

（3）審議事項

（4）議事の経過の概要及び議決の結果

（5）議事録署名人の選任に関する事項

2　議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人２人以上が署名、押印しなければならない。

第７章　資産及び会計

（資産の構成）

第41条　この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

（1）設立当初の財産目録に記載された資産

（2）入会金及び会費

（3）寄付金品

（4）財産から生じる収入

（5）事業に伴う収入

（6）その他の収入

（資産の区分）

第42条　この法人の資産は、特定非営利活動に係る事業に関する資産とする。

（資産の管理）

第43条　この法人の資産は、理事長が管理し、その方法は、理事会の議決を経て、理事長が別に定める。

（会計の原則）

第44条　この法人の会計は、法第２７条各号に掲げる原則に従って行うものとする。

（会計の区分）

第45条　この法人の会計は、特定非営利活動に係る事業会計とする。

（事業年度）

第46条　この法人の事業年度は、毎年４月１日に始まり、翌年３月31日に終る。

（事業計画及び予算）

第47条　この法人の事業計画及びこれに伴う収支予算は、毎事業年度ごとに理事長が作成し、理事会の議決を経なければならない。

（暫定予算）

第48条　前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、理事長は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ収入支出することができる。

２　前項の収入支出は、新たに成立した予算の収入支出とみなす。

（予備費の設定及び使用）

第49条　予算超過又は予算外の支出に充てるため、予算中に予備費を設けることができる。

２　予備費を使用するときは、理事会の議決を経なければならない。

（予算の追加及び更正）

第50条　予算議決後にやむを得ない事由が生じたときは、理事会の議決を経て、既定予算の追加又は更正をすることができる。

（事業報告及び決算）

第51条　この法人の事業報告書、収支計算書、貸借対照表及び財産目録等の決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに、理事長が作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならない。

２　決算上剰余金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする

（臨機の措置）

第52条　予算をもって定めるもののほか、借入金の借入れその他新たな義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、総会の議決を経なければならない。

第８章　定款の変更、解散及び合併

（定款の変更）

第53条　この法人が定款を変更しようとするときは、総会に出席した正会員の４分の３以上の多数による議決を経、かつ、法第25条第３項に規定する軽微な事項を除いて所轄庁の認証を得なければならない。

（解散）

第54条　この法人は、次に掲げる事由により解散する。

（１）総会の決議

（２）目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能

（３）正会員の欠亡

（４）合併

（５）破産手続開始の決定

（６）所轄庁による設立の認証の取消し

２　前項第１号の事由によりこの法人が解散するときは、正会員総数の４分の３以上の承諾を得なければならない。

３　第１項第２号の事由により解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。

（残余財産の帰属）

第 55 条　この法人が解散（合併又は破産手続開始の決定による解散を除く。）したときに残存する財産は、法第 11 条第３項に掲げる者のうち，総会において議決したものに譲渡するものとする。

（合併）

第 56 条　この法人が合併しようとするときは、総会において正会員総数の４分の３以上の議決を経、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

第９章　公告の方法

（公告の方法）

第 57 条　この法人の公告は、この法人の掲示場に掲示するとともに、官報に掲載して行う。

第 10 章　雑則

（細則）

第 58 条　この定款の施行について必要な細則は、理事会の議決を経て、理事長がこれを定める。

附則

１　この定款は、この法人の成立の日から施工する。

２　この法人の設立当初の役員は、次に掲げるものとする。

理事長　　高安和夫

副理事長　田中淳夫

理事　　永井　聡

理事　　中山元太郎

理事　　山川　恵

監事　　髙畠久美子

３　この法人の設立当初の役員の任期は、第 16 条 1 項の規定にかかわらず、成立の日から平成 19 年 5 月 31 日までとする。

４　この法人の設立当初の事業計画及び収支予算は、第 47 条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによるものとする。

５　この法人の設立当初の事業年度は、第 46 条の規定にかかわらず、設立の日から平成

19年3月31日までとする。

6　この法人の設立当初の入会金及び会費は、第8条の規定にかかわらず、次に掲げる額とする。

（1）正会員の入会金

個人　５，０００円

団体　１０，０００円

（2）正会員の年会費

個人　５，０００円

団体　１０，０００円

（3）賛助会員の年会費

個人　５，０００円

団体　１口　１０，０００円　　（１口以上）

平成２８年５月１日

特定非営利活動法人銀座ミツバチプロジェクト

理事　　田中　淳夫